

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年7月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和7年7月15日から令和7年8月20日まで
- 3 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課、甲良町産業課および多賀町産業環境課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/344984.html>)でも閲覧することができる。

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
- (3) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課 〒522-0071 彦根市元町4番1号